省令

○外務省令第十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十七日

外務大臣　河野　太郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表　研修員手当の号別表　（第一条関係）

区分＼号別月額		［略］	11号	12号	［略］	14号	15号	［略］	23号	24号	［略］
			円	円		円	円		円	円	
			540,700	518,700		474,700	452,700		276,700	254,700	
国地の別	アジア								シンガポール スリランカ 大韓民国 ブルネイ	タイ フィリピン ベトナム	
	大洋州					パプアニューギニア			オーストラリア ニュージーランド	フィジー	
	北米									カナダ	
	中南米			ベネズエラ			キューバ ボリビア		チリ メキシコ	アルゼンチン	
	欧州						トルクメニスタン		アルメニア イタリア ウクライナ 英国 オランダ バチカン フィンランド ベルギー ラトビア	アイルランド アゼルバイジャン ウズベキスタン スペイン スロバキア セルビア チェコ ドイツ フランス ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 ルクセンブルク	
	中東		イラク	イエメン					アラブ首長国連邦 オマーン	トルコ	
	アフリカ			ギニア コンゴ民主共和国		コートジボワール ジンバブエ	ガーナ ガボン カメルーン スーダン ベナン モーリタニア		エジプト チュニジア	モロッコ	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表　研修員手当の号別表　（第一条関係）

区分＼号別月額		［同上］	11号	12号	［同上］	14号	15号	［同上］	23号	24号	［同上］
			円	円		円	円		円	円	
			540,700	518,700		474,700	452,700		276,700	254,700	
国地の別	アジア								シンガポール スリランカ 大韓民国 ブルネイ	タイ フィリピン ベトナム	
	大洋州					パプアニューギニア			オーストラリア ニュージーランド	フィジー	
	北米									カナダ	
	中南米			ベネズエラ			キューバ ボリビア		アルゼンチン チリ メキシコ		
	欧州						トルクメニスタン		アルメニア イタリア ウクライナ ウズベキスタン 英国 オランダ バチカン フィンランド ベルギー ラトビア	アイルランド アゼルバイジャン スペイン スロバキア セルビア チェコ ドイツ フランス ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 ルクセンブルク	
	中東		イラク	イエメン					アラブ首長国連邦 オマーン	トルコ	
	アフリカ		コンゴ民主共和国	ギニア		コートジボワール ジンバブエ スーダン	ガーナ ガボン カメルーン ベナン モーリタニア		エジプト チュニジア	モロッコ	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。